第 19 回 川崎国際環境技術展　特別展示ブース 出展者募集要項

1　出展支援内容

第 19 回川崎国際環境技術展において、公益財団法人埼玉県産業振興公社（以下、「公社」という）は、川崎市が設けるサーキュラーエコノミー特別展示ブースへの出展者を募集する。

これにより、サーキュラーエコノミーに取り組む県内企業が、効果的な PR を展開し、普及啓発、販路拡大につながるビジネスマッチングの機会を得られるよう支援する。

2　出展支援対象展示会概要

（1）名　称

第 19 回 川崎国際環境技術展

（2）会　期

令和８年 11 月 11 日（水）～11 月 12 日（木）

（3）会　場

カルッツかわさき（川崎市川崎区富士見 1-1-4）

（4）主　催

川崎国際環境技術展実行委員会（川崎市・関東経済産業局・中小企業基盤整備機構　他）

3　募集対象

以下の要件全てを満たす企業とする。

- ■ 埼玉県内に本社または拠点等を有する、または、埼玉県内においてサーキュラーエコノミーに資する取組を行っているもしくは行う予定であること
- ■ 展示内容がサーキュラーエコノミー関連の製品・技術・サービスであること
- ■ 会期中常時、担当者（来場者からの質問、製品説明、商談等に対応可能）を配置すること
- ■ 責任を持って搬入出を行い、出展製品等を管理すること
- ■ 公社及び展示会主催者の指示に従い、展示物や展示データの調整等、出展に必要な準備等をすること
- ■ ブース仕様や共用設備など、共同出展による制約について了承すること
- ■ 出展後のアンケート調査、商談結果・経過調査に協力すること

4　募集定数

2 社

5　共同出展ブース内容

・特別展示ブース(30 ㎡程度:規模により変動あり)を出展者で分割して使用する。
共同出展企業の PR・商談のため、各社には展示台・PR 内容表示スペースを提供する。

・電源、インターネット環境は整備しない。

6　出展者の費用負担

・出展料は無料とし、出展小間料金及び共通分のブース装飾経費は、公社が負担する。

・出展小間料金及び共通分のブース装飾経費以外で出展に伴い必要となる経費（自社独自での追加装飾や備品・電気工事等)、旅費、宿泊費等については、出展者の負担とする。

7　出展者の決定

・出展者審査要領に基づき、審査会において応募者の中から出展者を決定する。

・出展内容が「衣料品のサーキュラーエコノミー」に関わるものである場合、加点を行う。

・審査結果は 8 月上旬までに書面にて通知する。

※審査内容、採否の理由等についての問合せには応じないものとする。
※出展決定の通知を受けた後の出展取消・解約は原則として認めないものとし、やむを得ず出展取消・解約を行う場合には費用負担が生じることがあることを了承するものとする。

8　応募方法

（1）提出書類と提出方法

以下の提出書類をメール添付にて提出

■第 19 回川崎国際環境技術展出展支援　　出展申請書（Excel 指定様式）
■会社案内資料（PDF 等）
■展示する技術・製品の参考資料（PDF 等）

（2）書類提出先（お問合せ先）

サーキュラーエコノミー推進センター埼玉　上野・川口
（公社　新産業振興部　循環経済支援グループ）
電話：048-711-9906　Ｅメール：junkan@saitama-j.or.jp

（3）応募受付期間

令和 8 年 7 月 15 日（水）～令和 8 年 7 月 27 日（月）

9　応募に当たっての留意事項等

（1）提出された応募書類は返却しない。

（2）提出された応募書類は、採否に係る審査評価及び本事業に係る諸手続き・連絡調整等の目的のみに利用し、その他の目的に利用しない。

（3）出展申請書に記載された個人情報は、公社のプライバシーポリシーに従って取り扱う。
当該個人情報は、公社及び埼玉県で共有する場合があるが、個人情報保護法等の法令に定めのある場合を除き、本人の同意を得ることなく、その他の第三者に提供しない。
個人情報は以下の目的で管理・使用する。
・各種相談やお問い合わせに関する対応
・各種セミナー、イベント等のご案内
・県、公社が実施する各種調査
※公表する際は特定の個人を識別できないように配慮する。
※本事業の円滑な遂行のため、個人情報の全部または一部についての取り扱いを、機密保持契約を締結した業務委託先に預託する場合がある。

（4）応募内容確認等のため、公社からメール・電話等のヒアリングを依頼する場合がある。

（5）出展に当たっては、展示会主催者が定める出展規約を順守する。

（6）展示会出展に伴い生じたトラブル（搬入出や展示における展示物等の破損、在庫管理に関するトラブル、アイデアの模倣、その他）について、展示会主催者及び公社は一切の責任を負わない。展示内容に関して、紛争、訴訟、異議申し立て、その他の問題が発生した場合、出展者は自己の責任と費用負担のもとに解決するものとする。

（7）天災等の不可抗力により、開催不能であると展示会主催者が判断した場合、展示会を中止することがある。展示会主催者が中止を決定した場合、出展料及びブース装飾経費(共通分)については、公社が負担するが、これ以外に出展者に生じた出展関連の経費については、展示会主催者及び公社は補償の責を負わず、出展者の負担とする。